

九州厚生局長への届出に関する事項

○入院基本料○

- ①急性期一般入院料 4
一般病棟50床。入院患者様10人に対し1人以上の看護職員を配置しております。
- ②療養病棟入院料2
療養病棟109床。入院患者様20人に対し1人以上の看護職員と看護補助者を配置しております。
- ③回復期リハビリテーション病棟入院料 3
(休日リハビリテーション提供体制加算)
回復期病棟24床。入院患者様15人に対し1人以上の看護職員と入院患者様30人に対し1人以上の看護補助者を配置しております
専任の医師1名以上、専従の理学療法士2名以上及び作業療法士1名以上の常勤配置しております。
- * 当病院においては、患者様(家族)の負担による付添看護を行うことはできません。

○食事療養○

- ①入院時食事療養(Ⅰ)
医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しております。
管理栄養士によって管理された食事が、朝食は午前7時30分に、昼食は正午に、夕食については午後6時に適温で提供されます。
- ②入院時生活療養(Ⅰ)
療養病棟にご入院されている65歳以上の方は、入院時生活療養(Ⅰ)となり 1食につき490円の負担となります。
ただし、難病等の入院医療の必要性の高い方の負担額は1食につき280円となります。
-居住費-
療養病棟にご入院されている65歳以上の患者様に、居住費(光熱水費)の負担がございます。1日につき 370円
ただし、指定難病の方、老齢福祉年金受給者については居住費の負担はありません。

○施設基準○

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ・救急医療管理加算 | ・医療機器安全管理料 1 |
| ・機能強化加算 | ・別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院 |
| ・診療録管理体制加算 2 | ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 |
| ・医師事務作業補助体制加算 1 30対1補助体制加算 | ・検体検査管理加算(Ⅱ) |
| ・急性期看護補助体制加算 25対1 看護補助体制充実加算2 | ・CT撮影及びMRI撮影
(当院は80列マルチスライスCT、1.5テスラのMRIを有しています) |
| ・看護職員夜間配置加算 16対1配置加算 | ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) |
| ・療養病棟療養環境加算 1 | ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) |
| ・療養病棟療養環境加算 2 | ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) |
| ・感染対策向上加算 2 サーベイランス強化加算 | ・人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1) |
| ・医療DX推進体制整備加算 | ・導入期加算1 |
| ・後発医薬品使用体制加算 1 | ・透析液水質確保加算 及び慢性維持透析濾過加算 |
| ・データ提出加算 2、データ提出加算 4 | ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 |
| ・入院支援加算 2 入院時支援加算 | ・医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術 |
| ・認知症ケア加算 3 | ・酸素単価 |
| ・せん妄ハイリスク患者ケア加算 | ・入院ベースアップ評価料 32 |
| ・看護職員処遇改善評価料 27 | ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) |
| ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算 2 | |
| ・がん治療連携指導料 | |
| ・薬剤管理指導料 | 療養病棟入院基本料 注13 看護補助体制充実加算 1
経腸栄養管理加算 |

当院は以下の事項において、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

- ① 特別の療養環境に係わる費用(消費税込)(日額)
- | | | | |
|-----------|--------------|-------|--------------|
| 203・310号室 | 1日につき 2,200円 | 322号室 | 1日につき 3,300円 |
| 218・220号室 | 1日につき 4,400円 | 221号室 | 1日につき 4,950円 |
- ② 文書の発行に係わる費用(消費税込)
- | | |
|------|------------------|
| 診断書料 | 1通 2,750円～8,800円 |
| その他 | 詳しくは受付にお尋ね下さい。 |
- ③ 180日超の入院に係わる費用(消費税込)
入院医療の必要性は低い患者様の事情により180日を超えて入院(難病患者等入院診療加算を算定する患者等を除く)する患者様については、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う費用として
1日当たり 一般病棟 2,412 円を徴収いたします。
- ④ 医科点数表等に規定する回数を超えて実施したリハビリテーションに係る費用
- | | |
|---------------------------|--------------------|
| ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ) | 20分(1単位)あたり 2,450円 |
| ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)廃用症候群 | 20分(1単位)あたり 1,800円 |
| ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) | 20分(1単位)あたり 1,850円 |
| ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) | 20分(1単位)あたり 1,750円 |

当院は以上の届出をしている、九州厚生局長指定の保険医療機関です。

青洲会病院
院長